

高野町下水道事業

(特定地域生活排水処理事業)

経 営 戦 略

(平成29年度～平成38年度)

平成29年3月

高 野 町

《目 次》

1. はじめに.....	1
2. 事業概要.....	2
(1) 事業の現況.....	2
(2) 民間活力の活用等.....	4
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析.....	5
3. 経営の基本方針.....	9
4. 投資・財政計画（収支計画）.....	10
(1) 投資・財政計画（収支計画）.....	10
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明.....	10
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要....	14
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	16

1. はじめに

高野町は和歌山県の東北部に位置し、東部が奈良県に北東部が橋本市に接しています。行政面積は137.03km²、そのうち90%が500m以上の高地にありほとんどが山岳地です。特に高野山は海拔800mの山岳盆地にあり、緑と歴史の重みにあふれたまちです。

昭和になると交通機関が発達し、高野山のまちが修行のまちから参詣・観光地へと変わると、下水による水質汚濁が問題となってきました。このため、昭和51年から公共下水道事業に着手し、昭和56年に公共下水道の供用を開始することとなりました。特定地域生活排水処理事業については、平成14年に事業着手し、平成15年に供用を開始しました。

本町では特定地域生活排水処理事業のほかに、公共下水道事業、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業、個別排水処理事業も行っており、広く下水道事業を実施することで下水道の普及に努めています。特定地域生活排水処理事業については、集合処理区の周辺地域で集合処理ができない地域において整備しております。

近年、少子化による人口減少、施設の老朽化、東日本大震災を踏まえた災害対策のあり方など下水道をめぐる環境は大きく変化しております。本町においても人口減少や少子高齢化の問題は深刻であり、今後は施設の老朽化に伴う設備の更新や修繕費用の増大が見込まれております。こうした状況の中、将来に渡って生活に不可欠な下水道を安定的に提供していくことが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定いたします。

本計画においては、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とします。今後、社会情勢の変化への対応や進捗状況の検証を図るため、随時フォローアップを行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度 (供用開始後13年)
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用
処理区域内人口密度	6.12人/ha
流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1
処理場数	94
広域化・共同化・最適化 実施状況 *1	該当事項はありません。

- * 1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない)を指す。

② 使用料

(ア) 使用料体系の概要・考え方

現在の使用料体系は以下のとおりです。

人槽区分	使用料月額（税込）
5人槽	4,200円
7人槽	5,000円
10人槽	6,200円
11～30人槽	町長が別に定める

(イ) 20㎡あたりの使用料

条例上の使用料*2 (20㎡あたり)	上記の使用料体系のため、使用した水量（㎡）に関わらず、浄化槽の規格によって使用料が決まります。	実質的な使用料*3 (20㎡あたり)	平成25年度	5,428円
			平成26年度	5,379円
			平成27年度	5,308円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入（使用料収入）の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

高野町生活環境課では、水道事業とともに下水道事業を運営しています。生活環境課には上下水道係と環境衛生係があり、上下水道係で、上下水道施設の工事全般、維持管理、事業運営を行っております。

生活環境課には現在11名の職員が配置されており、上下水道係9名のうち5名が下水道に関する業務を行っています。

下水道事業は特定地域生活排水処理事業のほかに、公共下水道事業、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業、個別排水処理事業の全部で5事業ありますが、各事業の規模は小さいため、公共下水道事業の職員が他の下水道事業と兼務する形をとっています。

(2) 民間活力の活用等

① 民間活用の状況

民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務等を民間業者に委託しています。
指定管理者制度	現在の民間委託を継続しつつ、民間委託の範囲を見直していくことを予定していますので、指定管理者制度については未検討です。
PPP・PFI	現在の民間委託を継続する方針のため、PPP・PFIについては未検討です。

② 資産活用の状況

エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	費用対効果が図れないと判断し、エネルギー利用は行っていません。
土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	投資に見合う収益が確保できるか不明なこと、また、地方債元利償還金の負担が多額であることから未検討です。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は、別紙1のとおりです。

① 経営の健全性・効率性

(ア) 収益的収支比率

指標の意味	<p>使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。 単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。 数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。</p>
算定式	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$
平成25年度	95.98%
平成26年度	98.93%
平成27年度	101.25%
分析コメント・評価	<p>每期100%前後で推移していますが、一般会計繰入による収入の割合が大きい状況です。今後もコスト削減と使用料の確保に取り組み経営改善を図る必要があります。</p>

(イ) 企業債残高対事業規模比率

指標の意味	<p>使用料収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標。 明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため地方債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。</p>
算定式	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$
平成25年度	95.13% (446.63%) *6
平成26年度	117.73% (416.91%) *6
平成27年度	90.71% (392.19%) *6
分析コメント・評価	<p>地方債残高はあるものの、一般会計負担額が大きいため当指標は類似団体と比較しても低い水準で推移しています。 財務的には安定していますが、人口の減少等により使用料収入の減少が見込まれる現状においては、新たな起債には慎重な判断が必要です。</p>

* 6 () は類似団体平均。以下、同様。

(ウ) 経費回収率

指標の意味	<p>使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。</p> <p>経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。</p>
算定式	$\frac{\text{料金収入（使用料収入）}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$
平成25年度	72.69% (58.53%)
平成26年度	66.99% (57.93%)
平成27年度	66.41% (57.03%)
分析コメント・評価	<p>每期70%前後で推移しており汚水処理費を使用料で賄えていない状況が続いています。今後も継続してコスト削減に取り組むとともに使用料の適正化を検討していく必要があります</p>

(工) 汚水処理原価

指標の意味	<p>有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められます。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要となります。</p>
算定式	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$
平成25年度	373.37円 (266.57円)
平成26年度	401.48円 (276.93円)
平成27年度	399.67円 (283.73円)
分析コメント・評価	<p>類似団体平均よりも汚水処理原価が高く、経費回収率を悪化させる一因となっています。今後も継続してコスト削減に取り組む必要があります。</p>

(オ) 施設利用率

指標の意味	<p>施設・設備が1日に対応可能な処理能力に対する、1日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。 明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。 経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。</p>
算定式	$\frac{\text{晴天時1日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
平成25年度	96.15% (58.06%)
平成26年度	96.15% (59.08%)
平成27年度	96.15% (58.25%)
分析コメント・評価	施設利用率は100%に近く、現在のところ効率的に利用されています。

(カ) 水洗化率

指標の意味	<p>現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して污水处理している人口の割合を表す指標。 公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいといえます。一般的に数値が100%未満である場合には、污水处理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があり、使用料収入の確保の点からも、水洗化率向上の取組が必要です。ただし、新たに管渠を整備する場合、費用の増大につながるため、費用対効果を検証することが必要です。</p>
算定式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
平成25年度	100.00% (75.79%)
平成26年度	100.00% (77.12%)
平成27年度	100.00% (68.15%)
分析コメント・評価	水洗化率は每期100%を維持しております。

② 経営指標分析の全体総括

経費回収率が低く維持管理にかかる費用が使用料で賄えていない状況にあります。現在のところ一般会計からの繰入により収支は均衡を保っていますが、安定的な経営を実現するため、コスト削減に取り組むとともに、使用料の適正化についても検討することが必要といえます。

一方、設備については平成15年に供用開始をしたところであるため、老朽化は深刻な状況には至っていませんが、今後、設備の維持管理にかかる費用は増加することが見込まれます。

3. 経営の基本方針

下水道事業は、雨水や汚水の処理による浸水の防止や生活環境の改善、水質保全等を図る観点から必要不可欠な事業であり、快適な生活環境を確保することからも安定的な経営が求められます。

本町の特定地域生活排水処理事業は、平成15年に供用を開始いたしました。供用開始から13年が経過したところであり、設備の老朽化は深刻な問題となっていないものの、年月の経過とともに老朽化は進行するため、維持管理費等の負担が増大することが懸念されます。

一方で、今後は少子高齢化による人口減少等により、下水道使用料の確保は困難となることが予想されています。

以上の状況を踏まえ、本町では以下を基本方針として、安定的な特定地域生活排水処理事業の運営に取り組んでいきます。

● 安定的な事業運営

今後の人口減少の中で安定的な事業経営を達成するため、さらなる維持管理費の削減等に取り組めます。

● 設備の長寿命化

供用開始から13年が経過したところであり、現段階では設備の老朽化は深刻な問題になっておりませんが、今後は老朽化が進行することにより、維持管理費が増加することが見込まれます。適切な設備の維持管理方針を検討し、長寿命化を図っていきます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

収支計画は、別紙2のとおりです。

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成15年の供用開始から13年が経過したところであり、設備の老朽化については深刻な問題となっております。このため、計画期間である10年間では更新投資は見込んでおりません。

② 収支計画のうち財源についての説明

（ア）料金収入（使用料収入）

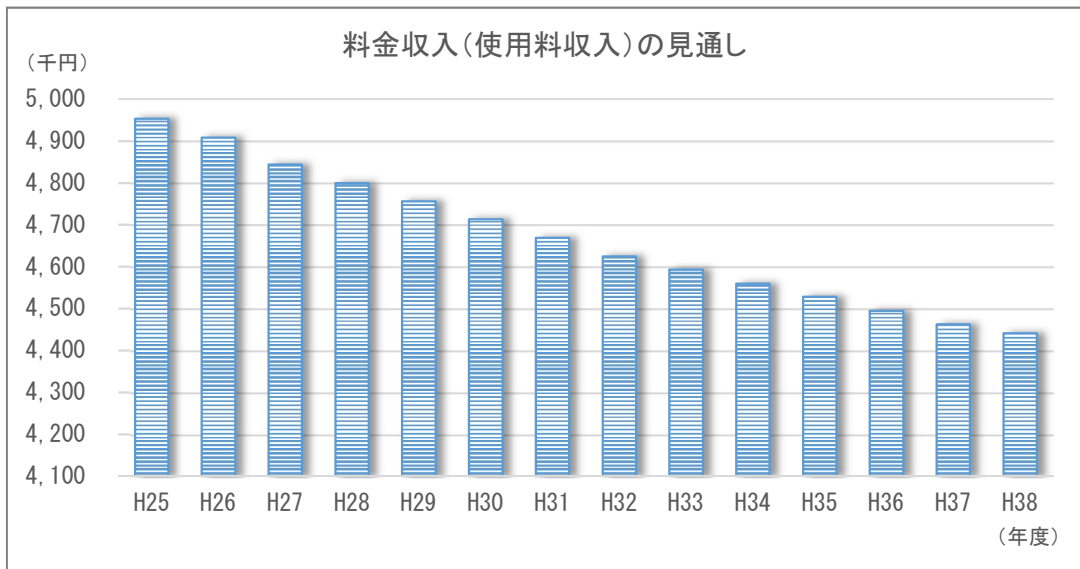
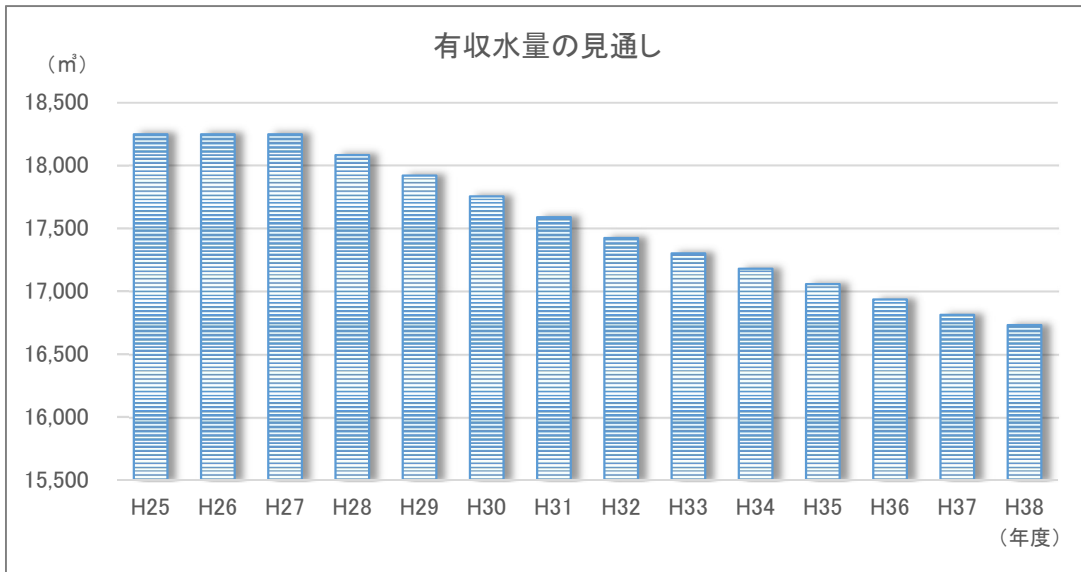
「高野町人口ビジョン」の人口予測をもとに、同様の傾向で水洗化人口が減少すると仮定して、有収水量を予測しました。料金収入（使用料収入）は、この予測有収水量に平成27年度の使用料単価実績を乗じて算定しました。

今後は人口の減少にともない、料金収入（使用料収入）も減少していく見込みとなっております。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人 口 (人)	3,435	3,368	3,280	3,250	3,221	3,191	3,161
水洗化人口 (人)	156	152	159	158	156	155	153
有 収 水 量 (m ³)	18,250	18,250	18,250	18,085	17,920	17,755	17,590
使用料単価 (円/m ³)	271.40	268.93	265.42	265.42	265.42	265.42	265.42
料 金 収 入 (千円) (使用料収入)	4,953	4,908	4,844	4,800	4,756	4,713	4,669

	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
人 口 (人)	3,132	3,110	3,088	3,066	3,044	3,022	3,007
水洗化人口 (人)	152	151	150	149	148	146	146
有 収 水 量 (m ³)	17,425	17,303	17,180	17,058	16,936	16,814	16,732
使用料単価 (円/m ³)	265.42	265.42	265.42	265.42	265.42	265.42	265.24
料 金 収 入 (千円) (使用料収入)	4,625	4,593	4,560	4,528	4,495	4,463	4,441

※ 有収水量は小数点以下第1位、使用料単価は小数点以下第3位を四捨五入して表示しています。



(イ) 他会計繰入金

10年間の収支見通しは以下のとおりとなっております。各項目に大きな変動がないことから収支差額は同水準で推移する見込みとなっております。

(単位：千円)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
料金収入(使用料収入)	4,800	4,756	4,713	4,669	4,625	4,593
収入合計	4,800	4,756	4,713	4,669	4,625	4,593
営業費用	6,731	6,922	6,982	6,878	6,927	6,929
支払利息	513	482	450	424	400	375
地方債償還金	1,915	1,946	1,720	1,489	1,514	1,538
支出合計	9,159	9,350	9,152	8,791	8,841	8,842
収支差額	△4,359	△4,594	△4,439	△4,122	△4,216	△4,249

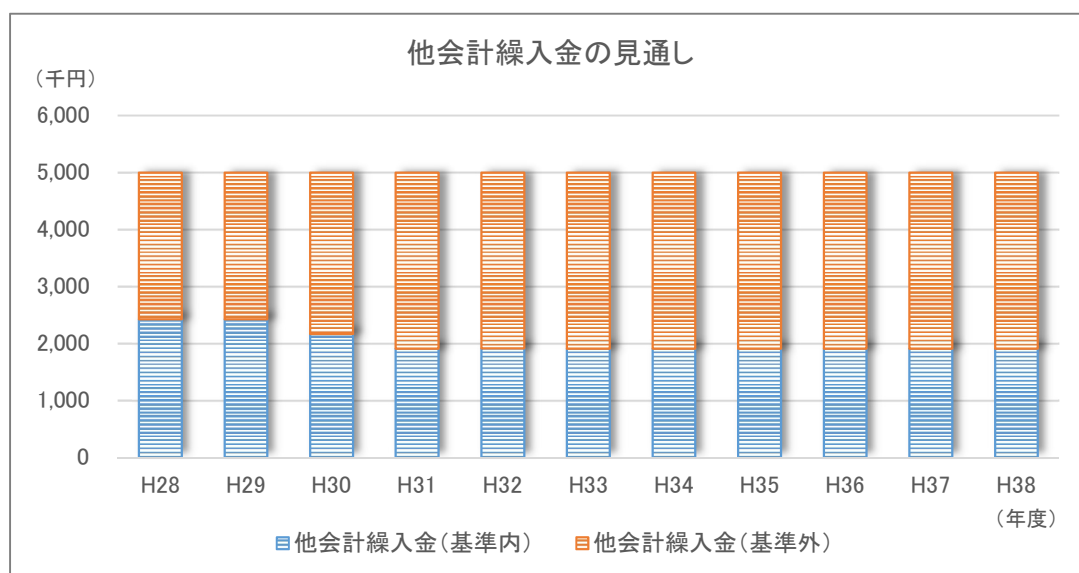
	H34	H35	H36	H37	H38
料金収入(使用料収入)	4,560	4,528	4,495	4,463	4,441
収入合計	4,560	4,528	4,495	4,463	4,441
営業費用	6,912	6,923	6,921	6,918	6,920
支払利息	349	323	297	270	243
地方債償還金	1,564	1,590	1,616	1,643	1,670
支出合計	8,825	8,836	8,834	8,831	8,833
収支差額	△4,265	△4,308	△4,339	△4,368	△4,392

収支差額に対して、一般会計からの繰入を見込んでいます。

(単位：千円)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
他会計繰入金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
（うち、基準内）	2,428	2,428	2,170	1,913	1,914	1,913
（うち、基準外）	2,572	2,572	2,830	3,087	3,086	3,087

	H34	H35	H36	H37	H38
他会計繰入金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
（うち、基準内）	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913
（うち、基準外）	3,087	3,087	3,087	3,087	3,087



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 維持管理費

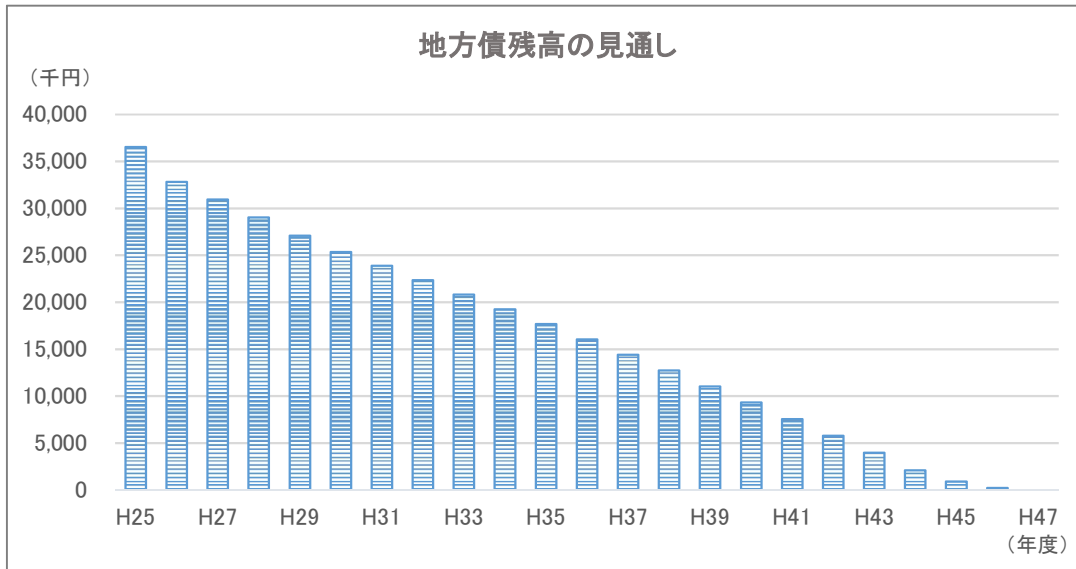
過去3年の平均額を計上しました。

(イ) 支払利息

地方債の約定利率にもとづき計上しました。

(ウ) 企業債償還金

地方債の償還スケジュールにもとづき計上しました。



(単位：千円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
地方債残高	36,526	32,827	30,943	29,027	27,081	25,361	23,872	22,358

	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
地方債残高	20,820	19,256	17,666	16,051	14,408	12,738	11,040	9,314

	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47
地方債残高	7,559	5,774	3,960	2,115	894	228	0

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項

今後10年間は適切な維持管理により、設備の長寿命化に努めますが、次の10年間では更新投資が必要となる見込みです。浄化槽設備は本町の所有として生活環境課において維持管理を行っていますが、更新計画やその財源については十分な検討がなされていないため、今後、検討を重ねていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項

使用料については、他の下水道事業の料金水準も考慮して、適切な水準となるよう検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料に関する事項

現在の民間委託を継続しつつ、民間委託の範囲を見直していくことにより経費削減を検討します。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略は、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年に一度見直し（ローリング）を行うことが必要です。

見直しに当たっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させる計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）のサイクル（PDCA サイクル）を導入します。

毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認
- 著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討
- 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認

5年毎の検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の把握
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- 投資計画における内容の精査
- 新たな投資が必要な場合にはその財源についても再検証
- 経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定



経営比較分析表

和歌山県 高野町

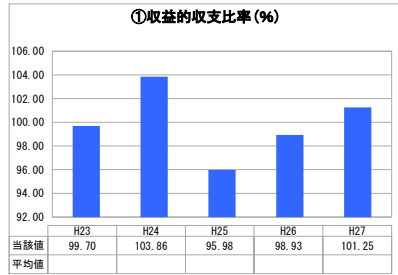
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	4.85	100.00	4,200

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,298	137.03	24.07
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
159	0.26	611.54

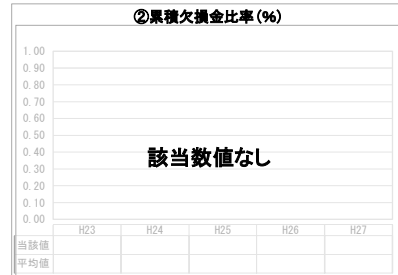
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



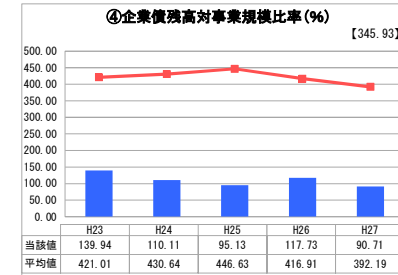
「単年度の収支」



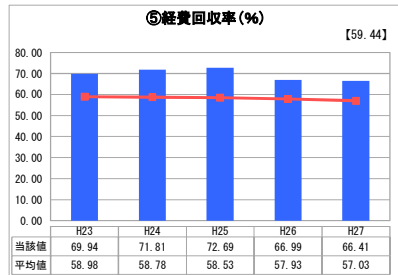
「累積欠損」



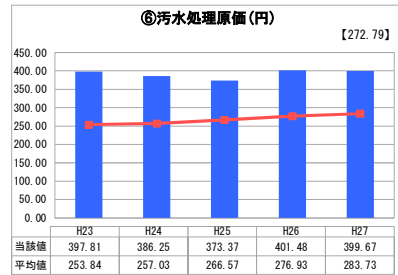
「支払能力」



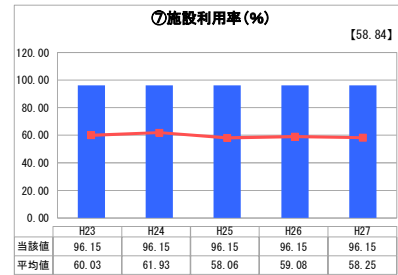
「債務残高」



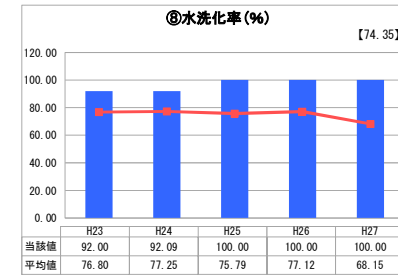
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

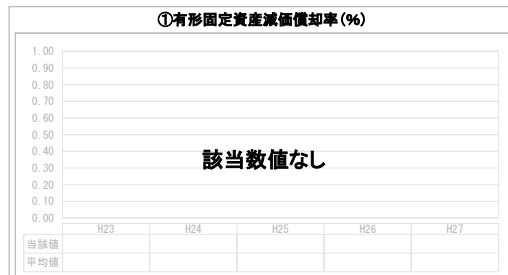


「施設の効率性」

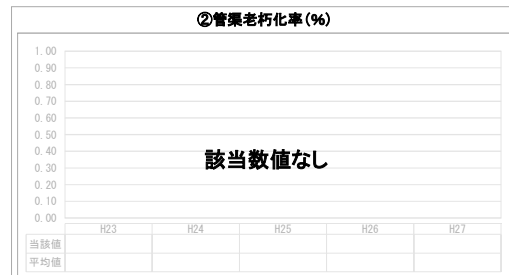


「使用料対象の捕捉」

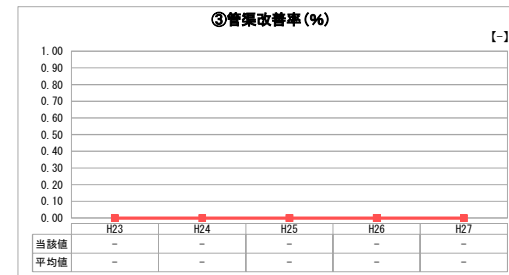
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

下水道事業は普及し、⑧水洗化率は100%を達成しており、現在は安定した維持管理に努めている。

収支では、一般会計繰入金(収入)により①収益的収支比率はほぼ100%を保っているが、収入に占める一般会計繰入金の割合は大きい。⑤経費回収率は50%前後で推移しており、汚水処理にかかる費用が料金収入で賄っていない状態が続いている。

企業債(借金)については、新規の借入れは無く安定しており、④企業債残高対事業規模比率は減少傾向にある。

費用では経費削減を行ってきたが、材料・委託料の値上等により⑥汚水処理原価は高止まりの状態が続いている。

⑦施設利用率は類似団体平均を上回っているが、水洗化率が100%であること、今後は人口減少により料金確保が難しいことを考えると新たな設備投資には慎重な検討が必要である。

2. 老朽化の状況について

将来、耐用年数を迎える管路の更新計画が必要である。

全体総括

高野町では、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・個別排水処理・生活排水処理と下水道事業を展開しており、下水道普及に努めている。この結果、類似団体平均を大きく上回る水洗化率を達成している。このうち、生活排水処理は大規模な集約処理が適さない地区の汚水処理を行っている。

過疎化の進むなか安定した事業運営を目指し、料金の確保に努めているが、一般会計からの繰入金(補助)も必要である。今後は、維持管理の削減及び施設・管路の長寿命化を検討し一般会計の負担軽減を図る必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

(単位：千円、%)

区 分		年 度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)												
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	12,953	10,908	9,844	9,800	9,756	9,713	9,669	9,625	9,593	9,560	9,528	9,495	9,463	9,441		
	(1) 営 業 収 益 (B)	4,953	4,908	4,844	4,800	4,756	4,713	4,669	4,625	4,593	4,560	4,528	4,495	4,463	4,441		
	ア 料 金 収 入	4,953	4,908	4,844	4,800	4,756	4,713	4,669	4,625	4,593	4,560	4,528	4,495	4,463	4,441		
	イ 雨 水 処 理 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益	8,000	6,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	ア 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ 他 会 計 繰 入 金	8,000	6,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	エ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	6,814	7,327	7,837	7,244	7,404	7,432	7,302	7,327	7,304	7,261	7,246	7,218	7,188	7,163		
	(1) 営 業 費 用	6,158	6,742	7,294	6,731	6,922	6,982	6,878	6,927	6,929	6,912	6,923	6,921	6,918	6,920		
	ア 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イ そ の 他	6,158	6,742	7,294	6,731	6,922	6,982	6,878	6,927	6,929	6,912	6,923	6,921	6,918	6,920			
(2) 営 業 外 費 用	656	585	543	513	482	450	424	400	375	349	323	297	270	243			
ア 支 払 利 息	656	585	543	513	482	450	424	400	375	349	323	297	270	243			
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	6,139	3,581	2,007	2,556	2,352	2,281	2,367	2,298	2,289	2,299	2,282	2,277	2,275	2,278			
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 地 方 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(8) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	6,681	3,699	1,885	1,915	1,946	1,720	1,489	1,514	1,538	1,564	1,590	1,616	1,643	1,670		
	(1) 建 設 改 良 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	6,681	3,699	1,885	1,915	1,946	1,720	1,489	1,514	1,538	1,564	1,590	1,616	1,643	1,670		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-6,681	-3,699	-1,885	-1,915	-1,946	-1,720	-1,489	-1,514	-1,538	-1,564	-1,590	-1,616	-1,643	-1,670			

区 分	年 度	H25 (決算)	H26 (決算)	H27 (決算)	H28 (決算見込)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	-542	-118	122	641	406	561	878	784	751	735	692	661	632	608
積 立 金	(K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	960	418	300	422	1,063	1,469	2,030	2,908	3,692	4,443	5,178	5,870	6,531	7,163
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	418	300	422	1,063	1,469	2,030	2,908	3,692	4,443	5,178	5,870	6,531	7,163	7,771
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支	黒 字 (P)	418	300	422	1,063	1,469	2,030	2,908	3,692	4,443	5,178	5,870	6,531	7,163	7,771
(N)-(O)	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	96	99	101	107	104	106	110	109	108	108	108	107	107	107
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)														
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	4,953	4,908	4,844	4,800	4,756	4,713	4,669	4,625	4,593	4,560	4,528	4,495	4,463	4,441
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$														
他会計借入金残高	(W)														
地 方 債 残 高	(X)	36,526	32,827	30,943	29,027	27,081	25,361	23,872	22,358	20,820	19,256	17,666	16,051	14,408	12,738

○他会計繰入金

区 分	年 度	H25 (決算)	H26 (決算)	H27 (決算)	H28 (決算見込)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支分		8,000	6,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	基 準 内 繰 入 金	6,681	3,699	2,428	2,428	2,428	2,170	1,913	1,914	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913
	基 準 外 繰 入 金	1,319	2,301	2,572	2,572	2,572	2,830	3,087	3,086	3,087	3,087	3,087	3,087	3,087	3,087
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基 準 内 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		8,000	6,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000